

第24期 定時株主総会 招集ご通知

2022年3月1日から2023年2月28日まで

■日時

2023年5月26日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

■場所

東京都目黒区三田一丁目13番2号
恵比寿ガーデンプレイス内
ザ・ガーデンルーム

株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防対策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.baroque-global.com/jp/ir/library/shareholder_meeting/) に掲載させていただきます。

目次

第24期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
事業報告	19
連結計算書類	38
計算書類	41
監査報告書	44

株式会社バロックジャパンリミテッド

証券コード：3548

証券コード3548
2023年5月10日
(電子提供措置の開始日 2023年5月2日)

株 主 各 位

東京都目黒区青葉台四丁目7番7号
株式会社バロックジャパンリミテッド
代表取締役社長 村 井 博 之

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記の通り開催致しますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第24期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

https://www.baroque-global.com/jp/ir/library/shareholder_meeting/



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記東証ウェブサイトにアクセスして頂き、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦欄書面/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使する事ができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂き、2023年5月25日（木曜日）午後7時まで
に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

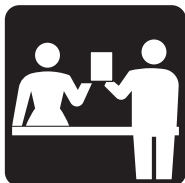
1. 日 時 2023年5月26日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）
2. 場 所 東京都目黒区三田一丁目13番2号
恵比寿ガーデンプレイス内 ザ・ガーデンルーム
3. 目的事項
報告事項
 1. 第24期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださるようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆様一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

議決権行使のご案内

当日ご出席頂ける場合

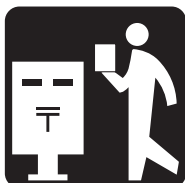


株主総会日時

2023年5月26日（金曜日）午前10時開催
（受付開始午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、紙資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席頂けない場合



郵送によるご行使

行使期限

2023年5月25日（木曜日）午後7時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせて頂きます。



インターネット等によるご行使

詳細は次ページをご覧ください。

行使期限

2023年5月25日（木曜日）午後7時まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスして頂き、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。なお、インターネットで複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとは致しません。

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をお読み取り頂くことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

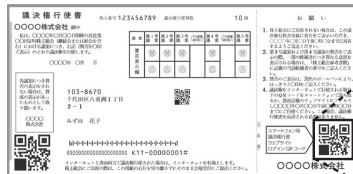


「スマート行使」によるご行使

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

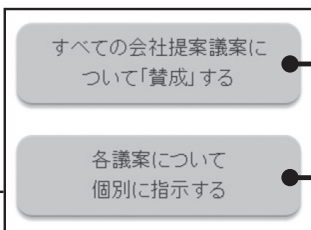
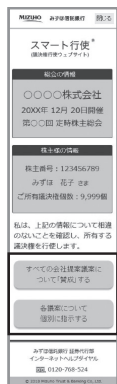
1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

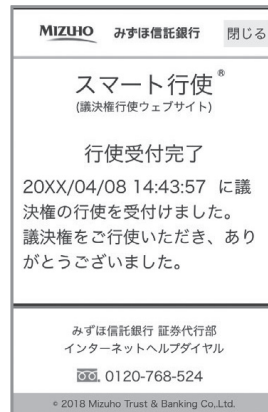


2 議決権行使方法を選ぶ

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



❗ 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。
議決権行使後に賛否を修正される場合は、次ページ「インターネットによるご行使」の方法により再度ご行使いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



インターネットによるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください

--- 議決権行使ウェブサイト ---

- 本サイトの利用にあたってはご同意を求めたため、ご了承ください。詳細は「利用規約」をご覧ください。

次へすすむ 閉じる

【出席ご通知電子配信メニュー】

- 出席ご通知電子配信の申し込みはこちら
- 出席ご通知電子配信の申し込みはこちら
- 出席ご通知電子配信の申し込みはこちら

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

■ 「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください

--- ログイン ---

- 議決権行使コードを入力し、「次へ」をクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
- 議決権行使コードは、議決権行使書用紙に記載されている電子配信電子メールに記載されています。

議決権行使コード:

次へ 閉じる

■ 「議決権行使コード」*を入力し、「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください

--- パスワード変更 ---

- パスワードを登録してください。
- 議決権行使書用紙に記載のパスワードと異なるパスワードを入力してください。
- パスワードは8文字以上、英数字と記号を組み合わせてください。

議決権行使書用紙に記載のパスワード:

ご使用になる新しいパスワード:

登録

■ 「初期パスワード」*を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

■ 「登録」をクリック

* 「議決権行使コード」「初期パスワード」は、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載されています。

* インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用頂けない場合があります。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先

<議決権行使に関する事項以外のご照会>

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎0120-768-524 (受付時間：年末年始除く午前9時～午後9時)

みずほ信託銀行 証券代行部
株主さま専用コールセンターご照会ダイヤル
☎0120-288-324 (受付時間：平日午前9時～午後5時)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJ が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使頂けます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役会の柔軟な運営を確保するため、取締役会の招集権者及び議長が取締役社長に限定されている現行定款第21条を変更し、社外取締役を含むその他の取締役が招集権者及び議長となることを可能とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> が招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u> に事故があるときは、 <u>予め</u> 取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>予め取締役会の定めた</u> 取締役が招集し、議長となる。 2. <u>前項の</u> 取締役に事故があるときは、 <u>予め</u> 取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第2号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役8名は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当
1	むら い ひろ ゆき 村 井 博 之	再任 代表取締役社長 最高経営責任者
2	ふか さわ あき ひと 深 澤 哲 人	再任 取締役副社長 営業統括本部長
3	なか むら えい いち 中 村 英 一	新任 CEOアドバイザー
4	はやし のぶ ひで 林 信 秀	再任 社外取締役 独立役員
5	まつ ざき さとる 松 崎 暁	新任 社外取締役 独立役員
6	おく むら ま す お 奥 村 萬 壽 雄	新任 社外取締役 独立役員
7	シェン ファン 盛 放	再任 社外取締役
8	フ シャオ リン 胡 曉 玲	再任 社外取締役
9	チョウ オウ ナン 張 桜 楠	再任 社外取締役

候補者
番号

1

むら い ひろ ゆき
村 井 博 之

再任

生年月日 1961年7月26日

所有する当社の株式の数 1,048,100株

取締役在任年数：15年3ヵ月

(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況：15/15回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

1985年8月 キヤノン株式会社 入社
1994年4月 KAI LUNG CONSULTANTS LIMITED 社長
1995年4月 CENTURY GROW LIMITED 社長
1997年7月 株式会社日本エアシステム (現 日本航空株式会社) 香港現地法人 社長
株式会社JASトレーディング (現 株式会社JALUX) 香港現地法人 社長
2006年10月 株式会社フェイクデリックホールディングス 代表取締役会長
2007年1月 BAROQUE HK LIMITED 取締役 Managing Director
2007年4月 株式会社フェイクデリックホールディングス 代表取締役会長 兼 社長
株式会社バロックジャパンリミテッド (旧BJL) 代表取締役会長
2008年2月 当社 代表取締役社長 最高経営責任者
2009年5月 巴罗克 (上海) 貿易有限公司 代表取締役 (現任)
2013年5月 当社 代表取締役社長 最高経営責任者 兼 最高執行責任者
2013年9月 BAROQUE CHINA LIMITED 取締役 Managing Director (現任)
BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役 (現任)
巴罗克 (上海) 服饰有限公司 取締役 (現任)
2013年11月 巴罗克 (上海) 企业发展有限公司 代表取締役 (現任)
2014年2月 当社 代表取締役社長 最高経営責任者 (現任)
FRAME LIMITED 取締役 Managing Director (現任)
2015年2月 BAROQUE HK LIMITED 取締役 Chairman (現任)
2016年4月 BAROQUE USA LIMITED 取締役 (現任)

重要な兼職の状況

BAROQUE HK LIMITED 取締役 Chairman
巴罗克 (上海) 貿易有限公司 代表取締役
BAROQUE CHINA LIMITED 取締役 Managing Director
BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役
巴罗克 (上海) 服饰有限公司 取締役
巴罗克 (上海) 企业发展有限公司 代表取締役
FRAME LIMITED 取締役 Managing Director
BAROQUE USA LIMITED 取締役

取締役候補者とした理由

村井博之氏は、中国を始めとするグローバルビジネスにおける豊富な知見を有しており、当社の代表に就任して以降、グローバルSPA事業の拡大に注力し、当社グループを牽引してきました。その実績を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

ふか さわ あき ひと
深 澤 哲 人

再任

生年月日 1975年1月21日

所有する当社の株式の数 128,000株

取締役在任年数：5年1ヵ月

(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況：15/15回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

2001年3月 株式会社フェイクデリック 入社
2005年3月 株式会社ジャックポットプロダクション 代表取締役
2008年2月 株式会社パロックジャパンリミテッド 執行役員 SHEL'TTER事業部長
2011年4月 当社 上席執行役員 SHEL'TTER事業本部長 SHEL'TTER事業部長
2014年1月 当社 上席執行役員 アウトレット・卸事業部長 海外事業部長
2015年7月 当社 上席執行役員 海外事業部長 営業統括本部副本部長
2016年4月 BAROQUE USA LIMITED 取締役 (現任)
2017年5月 当社 常務執行役員 第二ユニット長 兼 海外事業部長
2018年2月 当社 常務執行役員 グローバル事業本部長
2018年4月 当社 取締役 常務執行役員 グローバル事業本部長
2019年3月 当社 取締役 常務執行役員 営業統括本部長
2019年5月 当社 取締役副社長 (現任)
営業統括本部長
2021年3月 当社 第一ユニット長
2022年3月 当社 EC事業本部長
2022年4月 当社 SCM改革タスクフォース
2023年3月 当社 営業統括本部長 (現任)

重要な兼職の状況

BAROQUE USA LIMITED 取締役

取締役候補者とした理由

深澤哲人氏は、長期にわたり、ファッション業界に携わり、主に当社の国内外のアパレル事業の推進を担って参りました。今までの経緯及び実績を活かして、当社の目指すグローバルビジネスの牽引役として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

なか むら えい いち
中 村 英 一

新任

生年月日 1956年1月17日

所有する当社の株式の数 0株

取締役在任年数：－

取締役会への出席状況：－

略歴並びに当社における地位及び担当

1979年4月 伊藤萬株式会社（現 日鉄物産株式会社）入社
2005年4月 同社 執行役員メンズ衣料第二部長
2010年4月 同社 常務執行役員中国総代表
2015年6月 同社 取締役常務執行役員
2018年4月 同社 取締役専務執行役員
2020年6月 同社 顧問
2021年9月 当社 CEOアドバイザー（現任）
2022年6月 株式会社AOKIホールディングス 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社AOKIホールディングス 社外取締役

取締役候補者とした理由

中村英一氏は、長年にわたる衣料業界に関する国際的な経験、並びに、経営陣としての豊富な経験と高い知見を有しております。同氏には、その豊富な経験及び実績を活かして、当社のSCM改革及びグローバル事業の発展にご尽力頂くことを期待し、取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

はやし のぶ ひで
林 信 秀

再任

社外取締役

独立役員

生年月日 1957年3月27日

所有する当社の株式の数 0株

取締役在任年数：4年（本株主総会終結時）取締役会への出席状況：14/15回（93%）

略歴並びに当社における地位及び担当

1980年4月 株式会社富士銀行 入行
2007年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 執行役員 営業第十三部長
2009年4月 同行 常務執行役員 営業担当役員
2011年6月 同行 常務取締役 インターナショナルバンキングユニット統括役員
2013年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 副社長執行役員 国際ユニット担当副社長
株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員 MHCBI国際ユニット連携担当副頭取
株式会社みずほコーポレート銀行 取締役副頭取 国際ユニット担当副頭取
2013年6月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役副社長 国際ユニット担当副社長
2013年7月 株式会社みずほ銀行 取締役副頭取 国際ユニット担当副頭取
2014年4月 同行 取締役頭取
2017年4月 同行 取締役会長
2019年3月 花王株式会社 社外取締役（現任）
2019年4月 株式会社みずほ銀行 常任顧問
2019年5月 当社 社外取締役（現任）
2019年6月 株式会社JTBC 社外監査役（現任）
2020年6月 東武鉄道株式会社 社外監査役（現任）
2023年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 顧問（現任）

重要な兼職の状況

花王株式会社 社外取締役
株式会社JTBC 社外監査役
東武鉄道株式会社 社外監査役
株式会社みずほフィナンシャルグループ 顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

林信秀氏は、長年にわたる大手金融機関での金融・財務分野に関する国際的な経験、並びに、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。

同氏には、当社の持続的成長と企業価値向上のため、特にグローバル事業の発展及び財務業務戦略の観点から、経営監督機能の強化にご尽力頂くことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、当社の任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。

本株主総会議案のすべてが可決承認された場合、その後の取締役会における決議をもって、同氏には、当社の取締役会議長を務めて頂く予定であります。

候補者
番号

5

まつ
松

ざき
崎

さとる
曉

新任

社外取締役

独立役員

生年月日 1954年3月10日
取締役在任年数：－

所有する当社の株式の数 0株
取締役会への出席状況：－

略歴並びに当社における地位及び担当

1978年4月 株式会社西友（現 株式会社西友）入社
2005年7月 株式会社良品計画 入社
同社 海外事業部アジア地域担当部長
2008年2月 同社 執行役員海外事業部中国担当部長
2011年5月 同社 取締役 兼 執行役員海外事業部長
2012年5月 同社 常務取締役 兼 執行役員海外事業部長
2013年5月 同社 専務取締役 兼 執行役員海外事業部長
2015年5月 同社 代表取締役社長 兼 執行役員
株式会社MUJI HOUSE 代表取締役社長
2020年9月 同社 代表取締役社長 兼 執行役員 兼 海外事業部長
2021年9月 同社 取締役副会長 兼 執行役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

松崎曉氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、海外事業にも精通しております。
同氏には、当社の持続的成長と企業価値向上のため、特に企業経営及びグローバル事業の発展の観点から、経営監督機能の強化にご尽力頂くことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
同氏が選任された場合、同氏には、当社の任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員を務めて頂く予定であります。

候補者
番号

6

おく むら ま す お
奥村 萬壽雄

生年月日 1947年11月8日

取締役在任年数：－

新任

社外取締役

独立役員

所有する当社の株式の数 0株

取締役会への出席状況：－

略歴並びに当社における地位及び担当

1971年7月 警察庁入庁
2001年5月 大阪府警察本部長
2002年8月 警察庁警備局長
2004年1月 警視總監
2006年3月 財団法人全日本交通安全協会（現 一般財団法人全日本交通安全協会） 理事長
2013年6月 公益財団法人日本道路交通情報センター 理事長
2013年6月 丸一鋼管株式会社 監査役（現任）

重要な兼職の状況

丸一鋼管株式会社 監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

奥村萬壽雄氏は、長年にわたる警察等行政官庁での職務に携わり、その経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しております。

同氏には、当社の持続的成長と企業価値向上のため、主にリスク管理及びコンプライアンス分野を始めとした経営監督機能の強化のためにご尽力頂くことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で、直接当社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役として、職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。

同氏が選任された場合、同氏には、当社の任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員を務めて頂く予定であります。

候補者
番号

7

シェン
盛

ファン
放

再任
社外取締役

生年月日 1972年11月11日

取締役在任年数：9年9ヵ月

(本株主総会終結時)

所有する当社の株式の数 0株

取締役会への出席状況：15/15回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

1993年11月 Gulf Semiconductor Ltd., Shanghai Office
2005年11月 Belle International Holdings Limited, Regional Manager
2007年5月 同社 Group SVP & Head of Eastern China Region
2011年5月 同社 Executive Director (現任)
2011年12月 Smile Charity Foundation, Deputy Chairman (現任)
2013年4月 Tongji University, Adjunct Professor of Innovation and Entrepreneurship
2013年8月 当社 社外取締役 (現任)
2013年9月 BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役 (現任)
バロク (上海) 服饰有限公司 代表取締役 (現任)
2013年11月 巴罗克 (上海) 企业发展有限公司 取締役 (現任)
2019年6月 Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director (現任)
2022年2月 Belle Fashion Group, Executive Director & CEO (現任)

重要な兼職の状況

Belle International Holdings Limited, Executive Director
Smile Charity Foundation, Deputy Chairman
BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役
巴罗克 (上海) 服饰有限公司 代表取締役
巴罗克 (上海) 企业发展有限公司 取締役
Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director
Belle Fashion Group, Executive Director & CEO

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

盛放氏は、中国において企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識を有しております。
同氏には、当社の戦略的事業パートナーであるBelle International Holdings LimitedのExecutive Directorを兼務していることから、中国合併事業の更なる発展にご尽力頂くことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

フ
胡
シャオ
曉
リン
玲

再任
社外取締役

生年月日 1970年8月5日

所有する当社の株式の数 0株

取締役在任年数：9年9ヵ月

(本株主総会終結時)

取締役会への出席状況：15/15回 (100%)

略歴並びに当社における地位及び担当

1995年7月 Arthur Andersen & Co., Certified Public Accountants
1999年5月 China International Capital Corporation Limited
2002年8月 CDH Investments Management (Hong Kong) Limited, Managing Director
2005年9月 Belle International Holdings Limited, Non-executive Director (現任)
2013年8月 当社 社外取締役 (現任)
2015年5月 Dali Foods Group Company Limited, Non-executive Director (現任)
2019年6月 Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director (現任)
2020年6月 CDH Investments Management (Xiamen) Limited, Managing Director (現任)
2021年1月 Hangzhou Beika Industrial Co., Limited, Director (現任)

重要な兼職の状況

Belle International Holdings Limited, Non-executive Director
Dali Foods Group Company Limited, Non-executive Director
Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director
CDH Investments Management (Xiamen) Limited, Managing Director
Hangzhou Beika Industrial Co., Limited, Director

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

胡曉玲氏は、中国及びアジアにおいて、企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏には、当社の戦略的事業パートナーである Belle International Holdings Limited の Non-Executive Director を兼務していることから、中国合併事業を始めグローバル経営にご尽力頂くことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

9

チヨウ

張

オウ

桜

ナン

楠

再任

社外取締役

生年月日 1984年5月8日

所有する当社の株式の数 0株

取締役在任年数：4年（本株主総会終結時）取締役会への出席状況：15/15回（100%）

略歴並びに当社における地位及び担当

2007年7月 BOC International (China) Limited, Senior Analyst
2010年5月 オリックス株式会社 入社
2010年7月 ORIX (China) Investment Company Limited, Investment Manager
2013年5月 ORIX Financial Services Hong Kong Limited, Vice President
2014年5月 ORIX Asia Capital Limited, Senior Vice President
2017年4月 同社 Executive Director
2019年5月 当社 社外取締役（現任）
2020年4月 ORIX Asia Capital Limited, Senior Executive Director（現任）
2022年3月 ORIX Asia Asset Management Limited, Chief Executive Officer（現任）

重要な兼職の状況

ORIX Asia Capital Limited, Senior Executive Director
ORIX Asia Asset Management Limited, Chief Executive Officer

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

張桜楠氏は、中国及びアジアにおける投資事業の豊富な経験と幅広い見識を有しております。
同氏には、当社の持続的成長と企業価値向上の観点から、当社のグローバル事業の発展にご尽力頂くことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 盛放氏は、当社の主要な株主であるMUTUAL CROWN LIMITEDを間接的に支配しているBelle International Holdings LimitedのExecutive Directorを兼務しております。また、同氏が代表取締役を務める巴羅克（上海）服飾有限公司は、当社の持分法適用会社であり、当社とブランド商標権の使用許諾に関する取引があります。
2. 胡曉玲氏は、当社の主要な株主であるCDH RUNWAY INVESTMENT (HK) LIMITEDを間接的に支配しているCDH Investments Management (Xiamen) LimitedのManaging Directorを兼務しております。
3. 張桜楠氏は、当社の主要な株主であるオリックス株式会社が間接的に支配しているORIX Asia Capital LimitedのSenior Executive Director及びORIX Asia Asset Management LimitedのChief Executive Officerを兼務しております。
4. その他の各候補者の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他の特別な利害関係はありません。
5. 当社は、定款第27条第2項において、取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定により、当社への損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、林信秀氏、盛放氏、胡曉玲氏及び張桜楠氏は、当社との間で責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。また、松崎曉氏及び奥村萬壽雄氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 林信秀氏、松崎曉氏及び奥村萬壽雄氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしています。
7. 林信秀氏は、当社の借入先である株式会社みずほ銀行の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの顧問を兼務しており、2019年3月まで株式会社みずほ銀行の取締役会長を務めておりましたが、同行は当社のメインバンクではなく、同氏の独立性に問題はないものと判断しております。
8. 当社は、取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の遂行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案通り選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年12月に当該保険契約について同一内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

ご参考

第2号議案が承認可決された場合の取締役の専門性と経験、期待される役割は、次の通りであります。

取締役名	役職	専門性と経験、期待される役割					
		企業経営	事業戦略・ ブランディング・ マーケティング	グローバル	財務・会計	ガバナンス・ リスク管理	その他事業知見
村井 博之	代表取締役社長 最高経営責任者	●	●	●	●	●	
深澤 哲人	取締役副社長	●	●	●	●	●	
中村 英一	取締役	●	●	●			● 衣料業界知見・ SCM
林 信秀	社外取締役 (独立役員)	●		●	●	●	● 金融
松崎 暁	社外取締役 (独立役員)	●	●	●		●	● 小売業界知見
奥村 萬壽雄	社外取締役 (独立役員)					●	● 法務・ コンプライアンス
盛 放	社外取締役	●	●	●	●	●	● 小売業界知見
胡 曉玲	社外取締役	●		●	●		● 事業投資
張 桜楠	社外取締役			●	●		● 事業投資

※各人に特に期待される項目を記載しています。

※各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

以 上

事業報告

〔2022年3月1日から〕
〔2023年2月28日まで〕

1. 当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、各種行動制限が緩和され、国内経済は回復に向けた動きがみられました。しかしながら、原材料・エネルギー価格の高騰、急激な円安進行などが重しとなり、先行き不透明な経営環境が続きました。また、中国においては、上海ロックダウンが中国内の個人消費のみならず日本向けのサプライチェーンにも影響を及ぼしました。更にゼロコロナ政策の急緩和に伴う爆発的な感染者増加も発生するなど、個人消費は停滞しました。

(国内事業)

当社グループの国内事業につきましては、行動制限の緩和に伴い人流が回復する中、店舗売上が前年同期比104.0%と増加しました。特に百貨店ブランドが顕著な伸長を示しました。EC売上高についても前年同期比101.2%と増加し、当連結会計年度における国内売上高は前年同期比102.7%となりました。適正量の仕入及びセール販売の抑制に継続して取り組み、当連結会計年度における国内売上総利益は前年同期比101.5%となりましたが、原価高騰と急激な円安による為替影響が売上総利益の重しとなりました。

全社的に経費抑制に努めたものの、広告及び販売促進費、売上連動の販売手数料等の増加があり、販売費及び一般管理費は前年同期比103.7%となりました。営業利益及び経常利益については前年同期を下回りました。

(海外事業)

米国事業に関しては、EC及び卸売（高級百貨店、セレクトショップ向け）を中心としたビジネスモデルで事業拡大しており、日本製高級デニムを中心とした販売が好調を継続しました。米国事業は前年同期比、大幅な増収増益となりました。

また、戦略的事業パートナーであるBelle International Holdings Limited（以下、Belle社）との中国合併事業においては、上海ロックダウンに伴う店舗休業等に加えて、ロックダウン解除後も断続的に中国各地で行動制限が発生するなど、中国の新型コロナウイルス感染症の拡大影響を大きく受けました。商業施設の閉鎖に伴う店舗休業、消費者マインドの冷え込み等が中国事業に大きく影響し、TikTok等のECチャネルからのライブコマース等のEC施策を強化したものの、中国事業は前年同期比、大幅な減収減益となりました。この影響により中国合併事業からの持分法による投資損失9億40百万円を計上しております。

更に、アジア展開強化の一環として、2022年9月、韓国・ソウルにENFOLDの新規出店を行いました。

当連結会計年度末における店舗数につきましては、国内店舗数は366店舗（直営店274店舗、FC店92店舗）、同海外店舗数は4店舗（直営店1店舗、FC店3店舗）、合計370店舗になりました。また、Belle社との合併会社が展開する中国小売事業の店舗数は326店舗になりました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては売上高588億42百万円（前連結会計年度比0.5%減）、営業利益21億50百万円（前連結会計年度比21.9%減）、経常利益12億11百万円（前連結会計年度比57.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益2億43百万円（前連結会計年度比83.4%減）となりました。

(国別売上高の状況)

国別の売上高及び構成比は以下の通りです。

国名	当連結会計年度		前連結会計年度比 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
日本	51,811	88.0	103.4
中国 (香港含む)	5,047	8.6	67.7
アメリカ	1,983	3.4	126.3
(合計)	58,842	100.0	99.5

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして実施した当社グループの設備投資の総額は1,387百万円であります。その主な内容は次の通りです。

新規出店に係る敷金・保証金	141百万円
新規出店・店舗改装に係る店舗設備関係投資	486百万円
通販システムの開発	242百万円
会計システムの更新	102百万円

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第21期 (2020年2月期)	第22期 (2021年2月期)	第23期 (2022年2月期)	第24期 (当連結会計年度) (2023年2月期)
売 上 高 (百万円)	65,880	50,590	59,139	58,842
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,871	375	1,471	243
1株当たり当期純利益 (円)	79.22	10.44	40.87	6.77
総 資 産 (百万円)	38,282	38,343	38,632	37,245
純 資 産 (百万円)	21,492	20,911	22,437	22,085
1株当たり純資産額 (円)	562.48	536.18	562.36	541.99

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

当連結会計年度末における重要な子会社の状況は次の通りです。

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
BAROQUE HK LIMITED	257,000千香港ドル	100.0%	衣料品等の輸出入
巴罗克(上海)貿易有限公司	90,600千香港ドル	100.0% (100.0%)	業務受託
BAROQUE CHINA LIMITED	26,000千香港ドル	51.0% (51.0%)	中国事業にかかる投資会社
巴罗克(上海)企业发展有限公司	20,000千人民币元	51.0% (51.0%)	衣料品等の仕入及び販売
FRAME LIMITED	1香港ドル	100.0% (100.0%)	事業の開発及び商標管理
BAROQUE USA LIMITED	2,900千ドル	100.0%	衣料品等の販売

(注) 当社の議決権比率欄の()内は、間接所有割合で内数です。

(4) 対処すべき課題

本年は中期経営計画の3年目に当り、当社グループとして、中期経営計画で掲げた目標の実現に向けて着実に施策を推進していく一年と位置付けております。事業面では、国内アパレル事業の絞り込みと体質強化、中国アパレル事業の着実な成長、新規事業の創出を重点課題として、引き続き取り組んで参ります。海外事業では中国事業に加えて、米国事業に関しても更なる拡大を目指した取り組みを更に強化致します。また、基盤面では、サステナビリティへの対応、事業を支える基盤の整備に注力して参ります。

① 国内アパレル事業の絞り込みと体質強化

- イ. 国内事業の重点戦略として絞り込みを掲げ、選択と集中に注力して参ります。店舗のスクラップ&ビルドを推進し、今後強化すべき分野に資源を集中投入致します。
- ロ. 国内事業における体質強化を推進し、更なる利益率の向上に取り組んで参ります。作り過ぎない事＝サステナブルとの認識の下、作り過ぎないものづくり体制の構築に取り組み、OMO強化を通じたビジネスの効率化と顧客利便性の向上の実現を目指して参ります。
- ハ. ブランド競争力の向上に関し、当社グループからの新たな「文化」の発信と、より豊かな人生の提案によって、ブランド価値・認知度の更なる向上を図って参ります。商品企画力の強化に取り組み、多機能素材を活用した商品強化も推進致します。

② 中国アパレル事業の着実な成長

中国アパレル事業においては、継続的な成長を維持しつつ、同時に事業運営体制の強化・再構築を図って参ります。今後も中国ではEC販売を一段と加速させつつ、実店舗に関しても年間20店舗程度の拡大を継続し、中国アパレル事業の着実な成長に向けた取り組みを強化致します。また、事業運営体制の強化に向けて、中国国内でのブランドポジション確立、利益率の向上、中国向け商品企画力の強化などの取り組み事項を引き続き推進して参ります。

③ 新規事業の創出

当社の強みを活かしつつ、サステナブルな社会の実現に寄与するという要件を満たす新規事業に、引き続き取り組んで参ります。当社の強みである販売力及び中国展開力を活用し、持続可能な新たな事業・コンテンツを創造・展開する事を目指します。また、時代の変化に合わせた新規ブランドの立ち上げにも取り組んで参ります。

④ サステナビリティへの対応

「廃棄ゼロ、焼却ゼロの実現に取り組む」を当社のサステナビリティ目標として掲げ、「地球環境を守るために当社ができる事」、「サステナビリティに貢献するきっかけの提供」、「皆がイキイキとした職場・挑戦できる会社」といった、環境・社会・人の3つの観点から施策を推進致します。また、当社のサステナブルな取り組みとは、環境配慮素材で服を作る事だけではなく、持続可能な社会、会社を作るための取り組みであると捉え、良い商品を適正量作り売り切る事で、無駄を作らず廃棄ゼロを目指す、作り過ぎないものづくりの実現を目指して参ります。全てのステークホルダーの方々に豊かで広がりのある未来を提供できるよう取り組みを進めて参ります。

本年度については、気候変動に係るリスク及び収益機会が当社の事業活動や収益等に与える影響について、TCFDの枠組みに基づいて、必要なデータの収集と分析を行い、リスクと機会を特定するとともに、シナリオ分析による戦略の検証を行い開示致しました。

また、サステナビリティに関わる基本方針や重要事項等を検討・審議する組織として、今般、サステナビリティ委員会を設置致しました。

⑤ 事業を支える基盤の整備

現下の厳しい市場環境でこそ、次の成長基盤となる投資は積極的に実施して参ります。OMO強化に向けた投資や新たなマーケティング機能の構築、基幹システムの更改などの投資を、今後の成長の準備として推進して参ります。また、原材料価格高騰、物流コスト増加といった状況を踏まえ、サプライチェーンマネジメントの更なる向上にも取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2023年2月28日現在）

当社グループは、当社及び当社の連結子会社6社で構成され、主に女性向けの衣料品等の製造小売事業（SPA（注））として、衣料品等の企画、販売並びに製造を主要な事業としております。

（注） Speciality store retailer of Private label Apparelの略

(6) 主要な営業所及び工場（2023年2月28日現在）

① 当社の事業所

本 社	東京都 目黒区
店 舗	274店（国内直営）

② 子会社の事業所

BAROQUE HK LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区
巴罗克（上海）貿易有限公司	中華人民共和国 上海市
BAROQUE CHINA LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区
巴罗克（上海）企业发展有限公司	中華人民共和国 上海市
FRAME LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区
BAROQUE USA LIMITED	アメリカ合衆国 デラウェア州

(7) 使用人の状況 (2023年2月28日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,488名	14名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,419名 (202名)	24名増 (13名減)	29.7歳	6年5ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業員数(当社から社外への出向者を除く。)であり、期間雇用者数(アルバイト社員)は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 期間雇用者数の内訳は、アルバイト社員の最近1年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。また、派遣社員を除いております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社三井住友銀行	4,000
株式会社みずほ銀行	3,000
株式会社三菱UFJ銀行	1,000

- (9) その他当社グループの現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年2月28日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 120,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 36,676,300株 |
| ③ 株 主 数 | 37,814名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
MUTUAL CROWN LIMITED	7,284,600 株	20.11 %
オリックス株式会社	6,815,600	18.81
CDH RUNWAY INVESTMENT (HK) LIMITED	5,242,900	14.47
村井資本株式会社	2,600,000	7.17
金 慶光	1,400,000	3.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,146,700	3.16
村井 博之	1,048,100	2.89
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	546,100	1.50
増田 明彦	213,800	0.59
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	196,400	0.54

- (注) 1. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式（460,400株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しており、また、持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」により当該信託が保有する株式196,400株は含まれておりません。

(2) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態 (2023年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村 井 博 之	最高経営責任者 BAROQUE HK LIMITED 取締役 Chairman 巴罗克(上海)貿易有限公司 代表取締役 BAROQUE CHINA LIMITED 取締役 Managing Director BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役 巴罗克(上海)服饰有限公司 取締役 巴罗克(上海)企业发展有限公司 代表取締役 FRAME LIMITED 取締役 Managing Director BAROQUE USA LIMITED 取締役
取締役副社長	深 澤 哲 人	BAROQUE USA LIMITED 取締役
取 締 役	林 信 秀	株式会社みずほ銀行 常任顧問 花王株式会社 社外取締役 株式会社JTB 社外監査役 東武鉄道株式会社 社外監査役
取 締 役	盛 放	Belle International Holdings Limited, Executive Director Smile Charity Foundation, Deputy Chairman BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED 取締役 巴罗克(上海)服饰有限公司 代表取締役 巴罗克(上海)企业发展有限公司 取締役 Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director Belle Fashion Group, Executive Director & CEO
取 締 役	胡 曉 玲	CDH Investments Management (Xiamen) Limited, Managing Director Belle International Holdings Limited, Non-executive Director Dali Foods Group Company Limited, Non-executive Director Topsports International Holdings Limited, Non-executive Director Hangzhou Beika Industrial Co., Limited, Director
取 締 役	篠 沢 恭 助	公益財団法人資本市場研究会 顧問
取 締 役	瀧 邦 久	コンプライアンス委員会 委員長
取 締 役	張 桜 楠	ORIX Asia Capital Limited, Senior Executive Director ORIX Asia Asset Management Limited, Senior Executive Director

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	吉田芳樹	
常勤監査役	松田信一	
監査役	長安弘志	東西総合法律事務所 弁護士
監査役	渡邊浩一郎	渡邊浩一郎公認会計士事務所 所長 株式会社タカラトミー 社外監査役 株式会社ジャムコ 社外監査役

- (注) 1. 取締役林信秀氏、盛放氏、胡曉玲氏、篠沢恭助氏、瀧邦久氏及び張桜楠氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役吉田芳樹氏、長安弘志氏及び渡邊浩一郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役である林信秀氏、篠沢恭助氏及び瀧邦久氏並びに社外監査役である吉田芳樹氏、長安弘志氏及び渡邊浩一郎氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届出ております。
4. 取締役盛放氏は、当社の主要な株主であるMUTUAL CROWN LIMITEDを間接的に支配しているBelle International Holdings LimitedのExecutive Directorを兼務しております。また、同氏が代表取締役を務める巴罗克（上海）服飾有限公司は、当社の持分法適用会社であり、当社との間で、当社ブランド商標権の使用許諾に関する取引があります。
5. 取締役胡曉玲氏は、当社の主要な株主であるCDH RUNWAY INVESTMENT (HK) LIMITEDを間接的に支配しているCDH Investments Management (Xiamen) LimitedのManaging Directorを兼務しております。
6. 取締役張桜楠氏は、当社の主要な株主であるオリックス株式会社が間接的に支配しているORIX Asia Capital LimitedのSenior Executive Directorを兼務しております。
7. 社外取締役及び社外監査役のその他の重要な兼職先と当社との間に重要な取引その他特別な利害関係はありません。
8. 監査役吉田芳樹氏は、長年企業において内部監査に従事しており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に更新しております。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

i) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬等について、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、指名・報酬諮問委員会の意見を尊重し、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とするものであります。

この基本方針に従い、当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を2021年2月17日に開催された取締役会において決議し定めております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動型株式報酬により構成され、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定致します。

当社は、業績連動型株式報酬として、役員報酬株式給付信託（BBT）を導入しております。取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与され、取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、原則としてポイント数に応じた株式の給付を受けます。給付する株式数は、ポイント付与日における役位に応じたポイントに評価対象期間における業績（株主との利害共有による企業価値の持続的な向上を目的としつつ、会社業績への影響の低さを考慮し、親会社株主に帰属する当期純利益を指標としております。）に応じたポイントに評価対象期間における業績評価係数を乗じたポイント累計数を算出し、1ポイント＝1株式として算出致します。

業務執行取締役の種類別の報酬割合の目安については、基本報酬と業績連動型株式報酬の構成割合を85：15としております。

当社は、当社全体の業績、各取締役の職責等を総合的に勘案してなされる取締役の個人別の報酬等の内容決定は、業務執行を統括する代表取締役社長による事が適していると考えており、取締役会の委任に基づき代表取締役社長最高経営責任者村井博之が、指名・報酬諮問委員会の意見を尊重し、その具体的内容を決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、その内容及び決定方法が決定方針と適合し、指名・報酬諮問委員会の意見が尊重され、これに基づき個別の報酬額が決定されており、決定方針に沿うものであると判断しております。

ii) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬については、2011年4月26日に開催された第12期定時株主総会において年額1,000百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。また、当該報酬とは別枠で、2017年4月26日に開催された第18期定時株主総会において、業績連動型株式報酬の株式数の上限を年72,000株以内（うち取締役分として31,000株、社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名です。

監査役の報酬については、2009年4月28日に開催された第10期定時株主総会において年額50百万円以内にするにつき決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

iii) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		員数
		基本報酬	業績連動型株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	100百万円 (23百万円)	92百万円 (23百万円)	8百万円 (-)	5名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	35百万円 (20百万円)	35百万円 (20百万円)	-	4名 (3名)
合計 (うち社外役員)	135百万円 (43百万円)	127百万円 (43百万円)	8百万円 (-)	9名 (6名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 業績連動型株式報酬の額は、報酬の対象期間に応じて複数年にわたって費用を計上する株式報酬制度である役員報酬株式給付信託（BBT）の当事業年度の費用計上額であります。
 3. 業績連動型株式報酬は、親会社株主に帰属する当期純利益1,774百万円を業績評価の指標としており、当事業年度における実績は、243百万円です。
 4. 取締役のうち3名は無報酬であります。

⑤ 社外役員に関する事項
 当事業年度における主な活動状況

		主な活動状況
取締役	林 信 秀	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回出席し、特にグローバル事業の発展及び財務業務戦略の観点から、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的立場で、必要な発言、助言を適宜行っております。
取締役	盛 放	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、特に中国合併事業を始めとするグローバル経営に関して、企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識に基づく見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	胡 曉 玲	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、特に中国合併事業を始めとするグローバル経営に関して、企業経営にかかわる豊富な経験と幅広い見識に基づく見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	篠 沢 恭 助	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、特に国際金融・経済に関する専門的実務経験に基づき意見を述べるなど、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当社の任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員長として、客観的かつ中立的立場で、必要な発言、助言を適宜行っております。
取締役	濱 邦 久	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、特に法曹界及び法務行政における豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社のコンプライアンス体制やリスクマネジメントの観点から、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当社の任意の委員会である指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的かつ中立的立場で、必要な発言、助言を適宜行っております。更に、当社のコンプライアンス委員会の委員長として、コンプライアンス体制等に関する提言、助言を行っております。
取締役	張 桜 楠	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、特に中国及びアジアを始めとする投資事業での豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	吉 田 芳 樹	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、また、監査役会15回のうち全てに出席致しました。主に企業における内部監査並びに常勤監査役としての豊富な経験から意見を述べるなど、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、常勤監査役として、経営全般及び取締役の職務の執行について、必要な監査を行っております。
監査役	長 安 弘 志	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、また、監査役会15回のうち全てに出席致しました。主に弁護士としての法務的実務経験に基づき意見を述べるなど、当社の業務執行者からは独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス及び内部統制について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	渡 邊 浩一郎	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全てに出席し、また、監査役会15回のうち全てに出席致しました。主に公認会計士としての会計監査とアドバイザー業務の実務経験に基づき意見を述べるなど、当社の業務執行者からは独立した立場で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス及び内部統制について適宜、必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	60百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会がPwCあらた有限責任監査法人の報酬等について同意した理由は、過年度の監査時間の実績及び監査報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積の算出根拠等を検討した結果であります。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任致します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、当社監査役会は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出致します。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制の概要】

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i) 当社及び当社子会社は、法令、定款及び社会規範遵守（コンプライアンス）が企業活動の基本原則であると認識し、取締役、執行役員と全使用人が一体となってその徹底を図る。
 - ii) 「コンプライアンス委員会」の定期的活動を通じ、コンプライアンス体制の確立・強化に取り組む。
 - iii) 外部法律事務所を委託先とする内部通報制度（ホットライン）により、不正行為等の早期発見を図る。
 - iv) 内部監査室によりコンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、監査結果を取締役に報告する。
 - v) 職務権限規程及び稟議規程に基づき職務執行することで、取締役、執行役員並びに使用人間の適切な権限配分及び監査体制を構築する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会規程、執行役員規程、文書管理規程、会議体規程等に基づき、取締役会の議事と意思決定及び業務執行に関する情報の適切な保存と管理体制を構築する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) 取締役会は当社及び当社子会社のリスク管理を統括し、部門の責任者による会議等を通じて、経営に重大な影響を与える事態発生防止と、各部門のリスク管理を徹底する。
 - ii) 法務部門の体制を一層強化し、法律面からのリスク管理強化を図る。
 - iii) 危機管理規程等に基づき、重大なリスクが発現し全社対応を要する場合は、対策本部を設置する等、迅速な対応を行う体制の構築を図る。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i) 取締役会による意思決定の迅速化のため、当社の取締役会の人数は最小限に抑えつつ、取締役会を機動的に開催する。
 - ii) 執行役員制度の活用により、業務執行に関する権限委譲を進め、当社の取締役会による経営監督機能を強化する。
 - iii) 取締役会及び執行役員会のほか、部門の責任者による会議を開催し、当社及び当社子会社の迅速な意思決定と必要な情報の共有を図る体制をとる。
 - iv) その他業務の合理化、電子化に向けた取り組みにより職務の効率性の確保を図る体制の整備を行う。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制及び当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - i) 当社は関係会社管理規程に基づき、当社子会社の管理を実施する。
 - ii) 当社の内部監査室により、当社及び当社子会社の監査を実施する。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i) 当社の監査役の職務の補助については、必要に応じ当社の内部監査部門の使用人が対応する。
 - ii) 当該使用人の人事評価、懲戒処分については、当社の監査役が行う。
 - iii) 当社の監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、執行役員等の指揮命令を受けないものとする。
 - iv) 当社の取締役は、当該使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ⑦ 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人が、当社の監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- i) 当社の監査役は、当社の取締役会及び会社の重要会議等に出席し、また随時取締役とのミーティングを持ち、当社及び当社子会社に関する重要な報告及び情報提供を受ける。
 - ii) 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査役に対して、全社的な重要事項、コンプライアンスの状況、内部監査の内容、内部通報の内容、その他監査役が必要と判断する事項について、遅滞なく情報提供を行う。当社は、当該情報を当社の監査役へ提供した者に対して、その提供を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ 当社の監査役は、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務につき、当社に対して費用の前払等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当社監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i) 監査役監査基準等に基づき、監査役の監査体制を強化する。
 - ii) 監査役は、監査役監査基準及び内部監査規程等に基づき、内部監査室及び会計監査人と連携して、実効的な監査を行う。
 - iii) 取締役会は、監査役が必要に応じて、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家に助言を求める環境を整備する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらの係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない方針を堅持する。
- ⑪ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- 当社及び当社子会社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに基づき、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

① コンプライアンス体制

当社は、社外有識者及び当社取締役をメンバーとしたコンプライアンス委員会を設置しており、原則、月1回開催し、コンプライアンス推進に関する活動並びに問題の把握及び改善を行っております。当事業年度においては、個人及び組織のコンプライアンスに対する意識向上のため、eラーニングによる教育を定期的実施し、その他、内部通報制度の社内周知や、当社事業に関連する下請法及びハラスメント防止等の社内セミナーの実施を行っております。

② 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会は15回開催され、重要事項の決定等を行い、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するように監督を行いました。また、執行役員会及び事業部長会等を通じて、業務の適正性、効率性を確保しております。

③ リスク管理体制

当社及び当社子会社の経営に重大な影響を与える緊急事態の発生に際し、速やかにその状況を把握し、迅速かつ適切な対処によって、経営への影響を最小限に食い止めることを目的として「危機管理規程」を定めております。同規程では、緊急事態への対応の基本方針を定め、必要に応じて社長を本部長とする対策本部が設置されます。対策本部では、情報収集、緊急措置の決定、指示、原因究明のための調査、対策の基本方針の決定等がなされ、再発防止策等の実施を確認した後に解散されます。また、報道機関等への対応については、管理本部長及び人事総務部長を窓口として、適切な情報管理と情報発信にあたることとしております。

④ 関係会社管理

当社は、「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」に基づき、当社関係会社に対する重要事項について、当社が決裁し、又は当社関係会社より報告を受けております。

取締役会においては、当社グループの月次業績が報告され、当社グループの経営目標の進捗状況、経営課題及びその対応策について確認をしております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役は、監査役会が決定した年間の監査方針及び監査計画に基づき、監査役会を開催し、取締役会のほか、執行役員会・コンプライアンス委員会等の重要会議に出席するとともに、当社執行役員から業績、事業の運営状況及び内部統制の整備等の報告を受けること等により、監査の実効性を高めております。

監査役は、当社内部監査室及び会計監査人と定期的に連絡会を開催し、情報共有及び意見交換を行う等の連携を図り、効率的な監査を実施しております。代表取締役社長と監査役の間での意見交換会を定期的開催しております。

【コーポレートガバナンスに関する事項】

① 指名・報酬諮問委員会の設置

当社は指名・報酬諮問委員会を設置し、内規にて、委員3名以上で構成し過半数を独立社外取締役とすることを定め、委員会の独立性を担保しております。

指名・報酬諮問委員会は、取締役及び執行役員の指名・報酬に係る取締役会の機能の客観性と透明性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的としており、主に以下の事項について取締役会の諮問に応じて審議を行い、取締役会へ意見具申を行っております。

- i) 取締役の選任又は解任に関する株主総会付議議案の原案の審議
- ii) 取締役会に付議する代表取締役、役付取締役及び執行役員（以下、取締役等といいます。）の選定、解職、職務分担の原案の審議
- iii) 取締役等業績評価の審議
- iv) 取締役等の選定方針・手続の審議
- v) 取締役会全体としての多様性及び規模に関する考え方の審議
- vi) 後継者計画の審議
- vii) 独立社外取締役の独立性判断基準の審議
- viii) 取締役の報酬に関する株主総会付議議案の原案の審議
- ix) 取締役等の個人別報酬額（算定方法を含む）の原案の審議
- x) 取締役等の報酬の構成を含む方針・手続の審議
- xi) 取締役会の実効性評価に関する事項
- xii) その他コーポレートガバナンスに関する事項

② 取締役会の実効性評価

当社は、年に1回取締役会の実効性評価を実施することとしております。2022年2月期に実施した当該実効性評価の詳細は以下の通りです。

i) 評価の方法について

全ての取締役・監査役に対しアンケートを実施し、回答結果を集計・分析の上、取締役会にて当社取締役会の強み及び課題について議論を実施し、実効性について評価しました。なお、アンケートの集計・分析については、外部機関を活用することで透明性及び実効性を確保しております。

アンケート項目は以下7項目です。

- ・ 取締役会の役割・機能
- ・ 取締役会の構成・規模
- ・ 取締役会の運営
- ・ 監査機関との連携
- ・ 経営陣とのコミュニケーション
- ・ 株主・投資家との関係
- ・ 前年比ガバナンス体制の進展

ii) 取締役会の実効性に関する分析・評価の結果

当社取締役会は、コーポレートガバナンス・コードにおいて要請されている事項を踏まえ、実効性が確保されていると評価致しました。

特に、当社取締役会においては、議題設定や審議内容、議事運営上の工夫が図られること等により、中長期的な経営戦略に関する議論が充実していること、経営戦略の実現に向けて必要なスキルに照らし、取締役会として適切な構成とされていることなどが強みであると認識しております。

他方、後継者計画に関する議論の進展等をはじめ、指名・報酬諮問委員会のさらなる活用による指名・報酬に関する監督機能の強化や、役員トレーニングについては、当社取締役会の課題であると考え、さらなる向上に取り組む方向で議論を実施しました。

iii) 今後の対応

取締役会においてより中長期的な議論をますます実施すべく、報告事項の工夫や取締役会以外の場を活用して社外役員に対する情報提供をさらに充実させることや、取締役会のスキルに関する議論、後継者計画に関する具体的な議論を進め、より一層取締役会の実効性確保とコーポレート・ガバナンスの高度化に取り組んで参ります。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めて参ります。

また、当社は安定的な配当を基本方針としております。引き続き事業の拡大発展を目指すための内部留保の充実、並びに業界における環境の変化や企業間競争の激化に対応できる企業体質の強化を図って参ります。

なお、当期の期末配当金につきましては、1株につき38円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	29,184	I 流動負債	10,235
現金及び預金	14,744	支払手形	26
売掛金	8,023	買掛金	2,963
商貯蔵品	5,917	短期借入金	2,000
その他の	66	1年内返済予定長期借入金	3,000
	432	未払金	997
		未払費用	488
II 固定資産	8,061	未払法人税等	196
1 有形固定資産	1,553	賞与引当金	292
建物及び構築物	1,027	資産除去債務	18
土地	350	預り保証金	33
建設仮勘定	17	その他の	218
その他の	157		
2 無形固定資産	1,235	II 固定負債	4,924
ソフトウェア	824	長期借入金	3,000
その他の	410	退職給付に係る負債	18
3 投資その他の資産	5,272	資産除去債務	1,099
投資有価証券	774	長期未払金	7
敷金保証金	3,150	預り保証金	477
繰延税金資産	1,297	繰延税金負債	78
その他の	51	役員株式給付引当金	221
		その他の	21
		負債合計	15,159
		(純資産の部)	
		I 株主資本	18,667
		1 資本金	8,258
		2 資本剰余金	8,059
		3 利益剰余金	3,036
		4 自己株式	△686
		II その他の包括利益累計額	854
		1 為替換算調整勘定	854
		III 非支配株主持分	2,563
		純資産合計	22,085
資産合計	37,245	負債・純資産合計	37,245

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

〔2022年3月1日から〕
〔2023年2月28日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		58,842
売上原価		25,432
売上総利益		33,410
販売費及び一般管理費		31,259
営業利益		2,150
営業外収益		
受取利息	8	
受取賃料	14	
受取入金	20	
補助金収入	141	
その他	46	231
営業外費用		
支払利息	30	
支払手数料	6	
固定資産除却損	16	
為替差損	147	
持分法による投資損失	940	
その他	30	1,171
経常利益		1,211
特別損失		
減損損失	138	138
税金等調整前当期純利益		1,072
法人税、住民税及び事業税	379	
法人税等調整額	217	597
当期純利益		474
非支配株主に帰属する当期純利益		230
親会社株主に帰属する当期純利益		243

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔2022年3月1日から
2023年2月28日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年3月1日残高	8,258	8,059	4,168	△692	19,793
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△1,376	-	△1,376
自己株式の処分	-	-	-	6	6
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	243	-	243
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△1,132	6	△1,126
2023年2月28日残高	8,258	8,059	3,036	△686	18,667

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
2022年3月1日残高	459	459	2,184	22,437
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△1,376
自己株式の処分	-	-	-	6
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	243
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	395	395	379	774
連結会計年度中の変動額合計	395	395	379	△351
2023年2月28日残高	854	854	2,563	22,085

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	21,209	I 流動負債	9,149
現金及び預金	10,839	支払手形	26
売掛金	3,961	買掛金	2,182
商貯蔵品	5,598	短期借入金	2,000
前払費用	66	1年内返済予定長期借入金	3,000
短期貸付金	183	未払金	901
その他の	300	未払費用	484
	260	前受金	42
		賞与引当金	292
II 固定資産	10,635	資産除去債務	18
1 有形固定資産	1,535	預り保証金	33
建物及び構築物	1,022	その他の	168
工具器具備品	119		
土地	350	II 固定負債	4,838
建設仮勘定	17	長期借入金	3,000
その他の	26	退職給付引当金	18
		資産除去債務	1,092
2 無形固定資産	1,235	長期未払金	7
ソフトウェア	824	預り保証金	477
その他の	410	役員株式給付引当金	221
		その他の	21
3 投資その他の資産	7,865	負 債 合 計	13,987
関係会社株式	3,379	(純資産の部)	
敷金保証金	3,110	I 株主資本	17,857
長期貸付金	150	1 資本金	8,258
長期前払費用	51	2 資本剰余金	8,059
繰延税金資産	1,173	(1) 資本準備金	8,055
		(2) その他資本剰余金	3
		3 利益剰余金	2,226
		(1) その他利益剰余金	2,226
		繰越利益剰余金	2,226
		4 自己株式	△686
資 産 合 計	31,845	純 資 産 合 計	17,857
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	31,845

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔2022年3月1日から
2023年2月28日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		53,142
売上原価		22,259
売上総利益		30,883
販売費及び一般管理費		29,691
営業利益		1,191
営業外収益		
受取利息	7	
受取賃料	14	
助成金の収入	20	
その他	30	73
営業外費用		
支払利息	30	
支払手数料	3	
固定資産除却損	16	
為替差損	39	
その他	10	99
経常利益		1,165
特別損失		
減損損失	138	138
税引前当期純利益		1,027
法人税、住民税及び事業税	125	
法人税等調整額	206	332
当期純利益		695

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔2022年3月1日から〕
〔2023年2月28日まで〕

(単位：百万円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金			
				繰越利益剰余金			
2022年3月1日残高	8,258	8,055	3	2,907	△692	18,532	18,532
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	－	－	－	△1,376	－	△1,376	△1,376
自己株式の処分	－	－	－	－	6	6	6
当期純利益	－	－	－	695	－	695	695
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△681	6	△674	△674
2023年2月28日残高	8,258	8,055	3	2,226	△686	17,857	17,857

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月25日

株式会社バロックジャパンリミテッド
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	戸田 栄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関根 和昭

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バロックジャパンリミテッドの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バロックジャパンリミテッド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月25日

株式会社バロックジャパンリミテッド
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 戸田 栄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関根 和昭
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バロックジャパンリミテッドの2022年3月1日から2023年2月28日まで第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、監査上の主要な検討事項も含め、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月26日

株式会社バロックジャパンリミテッド 監査役会

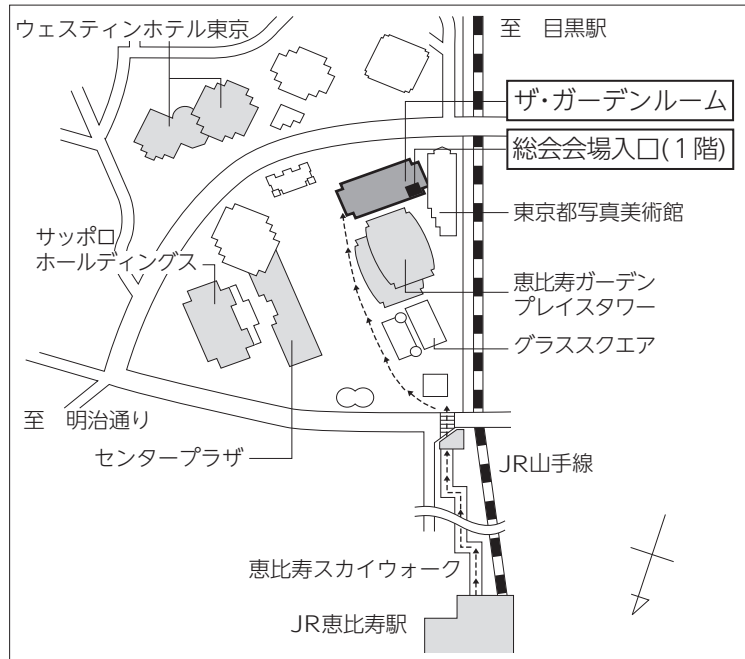
常勤監査役（社外監査役）	吉 田 芳 樹	㊟
常勤監査役	松 田 信 一	㊟
監査役（社外監査役）	長 安 弘 志	㊟
監査役（社外監査役）	渡 邊 浩 一 郎	㊟

(注) 常勤監査役吉田芳樹、監査役長安弘志及び監査役渡邊浩一郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都目黒区三田一丁目13番2号
恵比寿ガーデンプレイス内
ザ・ガーデンルーム



<交通のご案内>

- JR：山手線・埼京線 恵比寿駅東口から徒歩約10分
東口改札出口を右折してから「恵比寿スカイウォーク（動く歩道）」をご利用ください。
- 地下鉄：日比谷線 恵比寿駅 1番出口から徒歩約15分
1番出口正面の「atré恵比寿」ビルエスカレーターで3階に上り、JR恵比寿駅東口前を通過してから「恵比寿スカイウォーク（動く歩道）」をご利用ください。

電子提供措置の開始日2023年5月2日

第24期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

株式会社バロックジャパンリミテッド

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|------------|---|
| ① 連結子会社の数 | 6社 |
| ② 連結子会社の名称 | BAROQUE HK LIMITED
巴罗克（上海）貿易有限公司
BAROQUE CHINA LIMITED
巴罗克（上海）企业发展有限公司
FRAME LIMITED
BAROQUE USA LIMITED |

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- | | |
|-------------------|---|
| ① 持分法を適用した関連会社の数 | 3社 |
| ② 持分法を適用した関連会社の名称 | BAROQUE CHINA APPARELS LIMITED
巴罗克（上海）服饰有限公司
罗克（北京）服饰有限公司 |

③ 持分法の適用手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用関連会社のうち、BAROQUE CHINA APPARELS LIMITEDの決算日は2月末日であり、連結計算書類の作成にあたっては、12月31日現在で決算に準じた仮決算を行った財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。また、巴罗克（上海）服饰有限公司及び罗克（北京）服饰有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

FRAME LIMITEDを除く連結子会社5社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。FRAME LIMITEDの決算日は1月31日であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産	評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
商品	主として総平均法
貯蔵品	個別法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産 主に定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物に含まれる建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 2～50年
- ロ. 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
ソフトウェア 5年

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ハ. 役員株式給付引当金 役員株式給付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込み額に基づき、役員株式給付引当金を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 実店舗販売

実店舗販売は顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. オンライン販売及び卸売

国内における販売において主として出荷から商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合に、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

また、国外への販売は個々の顧客との契約条件等に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。

ただし、オンライン販売及び卸売のうち委託販売等については、最終消費者に商品が販売された時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ハ. 自社運営のポイント制度

当社の自社運営のポイント制度においては、会員顧客に対して購入金額に応じたポイントを付与し、また、当該顧客がポイントを利用した際は当該ポイント相当額の商品対価を提供する義務を負っています。そのため、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより顧客への商品販売に伴い付与する自社ポイントについて、従来は付与したポイントが将来利用されると見込まれる額を引当金として計上し、当該引当額を販売費及び一般管理費として計上していましたが、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として認識し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当該会計方針の変更が連結計算書類に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19号及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 商品の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末における連結貸借対照表上、商品5,917百万円となっています。当連結会計年度において、連結損益計算書上、売上原価に計上している商品の収益性の低下による簿価切下げ額は478百万円であります。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

当社グループでは、商品の評価について、「連結注記表1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4)会計方針に関する事項 ①重要な資産の評価基準及び評価方法 棚卸資産」に記載のとおり、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっており、その価値は期間の経過とともに低下していくため、一定の保有数量を超える営業循環過程から外れた商品に対して、主に過去の販売実績や処分実績等に基づき決定した規則的な簿価切下げの方法によって、収益性の低下を反映させております。具体的には、商品をブランド別に「春夏」と「秋冬」単位で管理・販売しており、それぞれ原価割れせずに販売可能な在庫数量を見積り、それを上回った部分について、主に廃棄することを前提として規則的に簿価切下げを行っております。

当社グループが属するカジュアルウエア専門店業界は、競合企業との厳しい競争関係にあり、流行や嗜好の変化が速く商品のライフサイクルが短い傾向があります。また、景気動向や個人消費は、当社グループが顧客の嗜好の変化に対応した商品を提供できない場合、予測できない気象状況の変化が生じた場合、また、景気の急激な悪化により消費者の購買意欲が大きく減退した場合、原価割れせずに販売可能な在庫数量が大きく変動する可能性があり、予測が困難であることから、収益性の低下の事実を反映させるための規則的な簿価切下げの方法の決定においては、重要な判断や仮定を織り込んでいます。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社グループが保有する商品は、競合他社との競争激化や天候等による外部環境要因の影響を受けやすく、また、ファッションの流行によって顧客のニーズが変化することから、将来における実際の市場環境や需要動向が見込みより悪化した場合には、評価損の計上に伴い、利益が減少する可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末における連結貸借対照表上、有形固定資産1,553百万円、無形固定資産1,235百万円となっています。また、当連結会計年度の連結損益計算書に計上した減損損失額は138百万円でありませ

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

当社グループでは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位を主に店舗単位として固定資産のグルーピングを行っており、各店舗の営業損益が継続してマイナスとなる場合等に、減損の兆候があると判断しております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損損失の認識の要否を判定し、その結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額）まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、新規出店当初は営業損失が発生し、営業利益を確保できるまでには一定期間を要すると判断しているため、新規出店店舗の減損の兆候を把握する際は、出店後一定の猶予期間を設定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

固定資産の減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては、決算日時点で入手可能な情報等に基づき合理的に判断しておりますが、市場環境の変化等により、その見積りの前提である条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

5,715百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	36,676,300株	一株	一株	36,676,300株

(注) 上記株式数には、自己株式656,800株が含まれております。その中、「株式給付信託 (BBT)」制度の導入に伴い、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式196,400株が含まれております。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年4月14日 取締役会	普通株式	1,376	38	2022年2月28日	2022年5月27日

(注) 2022年4月14日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年4月14日 取締役会	普通株式	1,376	38	2023年2月28日	2023年5月29日

(注) 2023年4月14日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして主に銀行からの借入及びリース会社との割賦契約により必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外に事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

敷金保証金は、主にに出店に伴う差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金、未払金及び未払法人税等は1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で4年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い与信限度額を設定し、各事業部門と経理部が連携して主要な取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金保証金は、賃貸借契約締結時に差入先の信用状況を把握するとともに、入居後も定期的に信用状況を把握することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各事業部からの報告に基づき経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を継続して維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 敷金保証金	3,150	2,723	△426
資産計	3,150	2,723	△426
(1) 長期借入金 (※ 2)	6,000	6,000	—
負債計	6,000	6,000	—

(※ 1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「支払手形」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(※ 3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	774

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金保証金	－	2,723	－	2,723
資産計	－	2,723	－	2,723
長期借入金	－	6,000	－	6,000
負債計	－	6,000	－	6,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローをAA格社債利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金 (1年以内返済予定を含む)

変動金利による長期借入金を除き、元利金の合計額を新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	金額 (百万円)
実店舗販売	39,087
オンライン販売	10,679
卸売	7,956
その他	1,119
顧客との契約から生じる収益	58,842

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

	金額 (百万円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	8,869
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	8,023
前受金 (期首残高)	74
前受金 (期末残高)	42
契約負債 (期首残高)	37
契約負債 (期末残高)	36

前受金は、主に商品売上のうち、当連結会計年度末において顧客への引渡しの完了していないものの残高であり、今後商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足するものであります。連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

契約負債は、主に顧客への販売に伴って付与する自社ポイントであり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。なお、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年以内であるため、実務上の便法を適用し記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 541円99銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 6円77銭 |

(注) 株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は当連結会計年度において656,800株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の平均株式数は、当連結会計年度において660,276株であります。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - 商品 総平均法
 - 貯蔵品 個別法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 主に定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物に含まれる建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 - 建物 2～50年
 - 工具器具備品 2～20年
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ 長期前払費用 均等償却によって処理しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ④ 役員株式給付引当金 役員株式給付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込み額に基づき、役員株式給付引当金を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 実店舗販売

実店舗販売は顧客へ商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

② オンライン販売及び卸売

国内における販売において主として出荷から商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間である場合に、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

また、国外への販売は個々の顧客との契約条件等に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。

ただし、オンライン販売及び卸売のうち委託販売等については、最終消費者に商品が販売された時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

③ ロイヤリティー

契約相手先の売上収益等を基礎に算定されるロイヤリティーについては、当該算定基礎の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で、契約上のロイヤリティーレートに基づき得られると見込まれる金額を収益として認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

④ 自社運営のポイント制度

当社の自社運営のポイント制度においては、会員顧客に対して購入金額に応じたポイントを付与し、また、当該顧客がポイントを利用した際は当該ポイント相当額の商品対価を提供する義務を負っています。そのため、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより顧客への商品販売に伴い付与する自社ポイントについて、従来は付与したポイントが将来利用されると見込まれる額を引当金として計上し、当該引当額を販売費及び一般管理費として計上していましたが、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として認識し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19号及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 商品の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末における貸借対照表上、商品5,598百万円となっています。当事業年度において、損益計算書上、売上原価に計上している商品の収益性の低下による簿価切下げ額は488百万円であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、省略しております。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末における貸借対照表上、有形固定資産1,535百万円、無形固定資産1,235百万円となっています。当事業年度の損益計算書に計上した減損損失額は138百万円であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,347百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 1,987百万円

② 長期金銭債権 150百万円

③ 短期金銭債務 790百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 1,677百万円

② 仕入高 10,479百万円

③ その他の営業取引 39百万円

④ 営業取引以外の取引高 7百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 656,800 株

上記株式数は、「株式給付信託（BBT）」制度の導入に伴い、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式196,400株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

商品等評価損	560百万円
未払事業税	27百万円
賞与引当金	78百万円
減価償却超過額	133百万円
退職給付引当金	5百万円
資産除去債務	340百万円
役員株式給付引当金	65百万円
その他	83百万円
繰延税金資産の小計	1,294百万円
評価性引当金	－百万円
繰延税金資産の合計	1,294百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△120百万円
繰延税金負債の合計	△120百万円
繰延税金資産の純額	1,173百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注) 1	科目	期末残高 (百万円) (注) 1
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	BAROQUE HK LIMITED	257,000千香港ドル	衣料品等の輸出 入	(所有) 直接 100.00	兼任 1名	商品の仕入及 び販売、資金 の貸付	仕入債務に係る 債務保証	-	—	-
							資金の貸付 (注) 2	-	短期貸付金	300
								-	長期貸付金	150
							利息の受取 (注) 2	7	その他 流動資産	63
							商品の仕入 (注) 2	10,479	買掛金	758
業務委託費等 (注) 2	6	未払金	29							
子会社	巴罗克(上海)貿易 有限公司	90,600千香港ドル	業務受託	(所有) 間接 100.00	兼任 1名	業務委託	業務委託費等 (注) 2	33	未払金	2
子会社	巴罗克(上海)企业 发展有限公司	20,000千人民币	衣料品の卸売業	(所有) 間接 51.00	兼任 2名	商品の販売	商品の売上 (注) 2	383	売掛金	157
							ロイヤリティの 収入 (注) 2	8		
子会社	BAROQUE USA LIMITED	2,900千ドル	衣料品の小売 業、衣料品の卸 売業	(所有) 直接 100.00	兼任 2名	商品の販売	商品の売上 (注) 2	935	売掛金	1,161
関連 会社	巴罗克(上海)服饰 有限公司	140,000千人民币	衣料品等の小売 業及び衣料品の 卸売業	(所有) 間接 49.00	兼任 2名	商品販売に対 するロイヤリ ティ	ロイヤリティの 収入 (注) 2	353	売掛金	250

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
市場動向を勘案し、協議の上決定しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 495円77銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 19円30銭 |

(注) 株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は当事業年度において656,800株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の平均株式数は、当事業年度において660,276株であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。